
海産物の購入を強引に勧める電話に注意！

一断っているにもかかわらず商品を送り付けられてきたという事例もー
（国民生活センターHPより抜粋）

海産物の電話勧誘販売や送り付けのトラブルに関する相談が依然として寄せられています。

全国の消費生活センター等に寄せられた相談事例をみると、電話勧誘を受けた際に海産物の購入を断っているにもかかわらず、事業者から一方的に送ると告げられて電話を切られるケースや着信番号を変えて何度も電話をしてくるケースなど、事業者による執拗かつ強引な勧誘が見られます。

また、突然海産物が代引配達で届き、同居している家族が代金を支払ってしまったというケースもあります。

そこで、カニなどの海産物の購入機会が増える年末を迎える前に注意喚起を行います。（*大分県消費生活センターでも類似した相談が寄せられています！）

【相談事例】

何度も断っているにもかかわらず、来月に届けると言われ一方的に電話を切られた

海産物事業者から以前購入してもらった方に案内していると電話があった。しかし、当該事業者から購入したことは無い。冷凍庫もいっぱいなので結構ですと断ったが、売れないと倒産すると強引に勧誘してくる。何度も断っているにもかかわらず、来月に届けると言われ一方的に電話を切られた。事業者名も連絡先も分からないが、もし届いたらどうしたらよいか。

（2024年8月受付 70歳代 女性）

【消費者へのアドバイス】

○不要である場合には、きっぱりと断りましょう。

断ったにもかかわらず、一方的に代引配達で商品が届いたら受け取りを拒否しましょう。

○代金を支払い商品を受け取ってしまった場合でも、事業者に対し返金を求めることができます。

○事業者からの電話勧誘で契約をしたときは、クーリング・オフができます。

○相手の説明に不信感や疑問を抱いたら、最寄りの消費生活センターや警察に相談しましょう。

*消費者ホットライン「188（いやや!）」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

*警察相談専用電話「#9110」

最寄りの警察の相談窓口につながる全国共通の電話番号です。

【身近な高齢者を守るために】

高齢者の消費者トラブルを防ぐためには、身近にいる周りの方が日頃から高齢者の生活や言動、態度などを見守り、変化にいち早く気づくことがとても重要です。

消費生活センター等への相談は、家族やホームヘルパー、地域包括支援センターなどの職員からでも可能です。身近な高齢者がトラブルにあっているのではないかと気づいた場合は、できるだけ早く相談してください。

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口**

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）



報道発表資料

令和6年11月8日

独立行政法人国民生活センター



海産物の購入を強引に勧める電話に注意！

－ 断っているにもかかわらず商品を送り付けられてきたという事例も－

海産物の電話勧誘販売や送り付けのトラブルに関する相談が依然として寄せられています。全国の消費生活センター等に寄せられた相談事例をみると、電話勧誘を受けた際に海産物の購入を断っているにもかかわらず、事業者から一方的に送ると告げられて電話を切られるケースや着信番号を変えて何度も電話をしてくるケースなど、事業者による執拗かつ強引な勧誘が見られます。また、突然海産物が代引配達で届き、同居している家族が代金を支払ってしまったというケースもあります。そこで、カニなどの海産物の購入機会が増える年末を迎える前に注意喚起を行います。

啓発動画「海産物の購入を強引に勧める電話に注意！断っているにもかかわらず商品を送り付けられてきたという事例も」¹



国民生活センター公式
YouTubeにて公開中！

¹ 国民生活センターの公式 YouTube はこちら
<https://www.youtube.com/channel/UC1FFDfkrworkAZUFKHKKAg>